

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

令和4年9月6日

静岡県知事 川勝平太

1 主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター
- (2) 所在地 静岡市葵区常磐町3丁目3番9号

3 研修等の開催年月日及び会場

(1) クリーニング師研修

開催年月日	会場	所在地	備考
令和5年1月29日（日）	静岡商工会議所	静岡市葵区黒金町20-8	

※特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会は実施しない。

(2) 業務従事者講習

開催年月日	会場	所在地	備考
令和5年1月25日（水）	沼津労政会館	沼津市高島本町1-3	
令和5年1月29日（日）	静岡商工会議所	静岡市葵区黒金町20-8	
令和5年2月3日（金）	浜松労政会館	浜松市中区東伊場2-7-1	

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
- (2) 業務従事者講習 4,500円